

# 資料 1

平成 26 年 7 月 15 日

## 入間市国民健康保険税の税率等の見直しについて

### ○前回決まったこと

- ・賦課方式の 4 方式から 2 方式への移行を、税率改定と合わせて段階的に行う。  
医療給付分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の税率等については、案のとおりとする。
- ・低所得者の軽減については、平成 27 年度の税率改定時に 6・4 軽減から 7・5・2 軽減に変更し、軽減対象世帯と軽減割合を増やす。

### ○今回協議していただくこと

- ・限度額について
- ・シミュレーションの結果を見て、3 回の見直しを何年間で実施するか。

### 限度額 を引き上げた場合の課税額

限度額	現行課税額	法定限度額まで引き上げ時の課税額	差 額
後期高齢者支援金等分 14 万円⇒16 万円	766,625,700 円	775,804,600 円	9,178,900 円
介護納付金分 12 万円⇒14 万円	278,517,900 円	281,690,800 円	3,172,900 円
		差額合計	12,351,800 円